

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域 第 3 節 保税蔵置場</p> <p>(保税蔵置場の許可の基準)</p> <p>43 - 1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 5 号から第 7 号まで(許可の要件) に規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 場所的要件 申請に係る施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>イ <u>当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程が 25 キロメートル以内の場所にある施設</u></p> <p>ロ <u>当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程が 25 キロメートルを超えおおむね 100 キロメートル以内の場所にある施設であり、その施設の所在地及び周辺の地域における道路、港湾及び空港その他の交通施設が整備されているもの</u></p> <p>ハ <u>上記イ及びロの場所以外の場所にある次に掲げる施設その他の施設で、蔵置施設、蔵置する貨物の種類、地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案し、上記イ及びロの場所以外の場所に立地することがやむを得ない事情にあると税関長が認めるもの</u></p> <p>(イ) ~ (ハ) (省略)</p> <p>(3) 及び(4) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域 第 3 節 保税蔵置場</p> <p>(保税蔵置場の許可の基準)</p> <p>43 - 1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 5 号から第 7 号まで(許可の要件) に規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 場所的要件 申請に係る施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>イ <u>当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程がおおむね 25 キロメートル以内の場所にあり、かつ、取締上及び通関等税関手続上、税関長が特に問題がないと判断した施設。</u></p> <p>ロ <u>上記イの場所以外の場所にある次に掲げる施設その他の施設で、蔵置施設、蔵置する貨物の種類、地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案し、上記イの場所以外の場所に立地することがやむを得ない事情にあると税関長が認める施設。</u></p> <p>(イ) ~ (ハ) (同左)</p> <p>(3) 及び(4) (同左)</p>